

多良間村 (避難実施要領の概要)

多良間村の避難実施要領（案）の概要 ～全般方針～

避難誘導の方法（全般的方針）

- 県の避難の方針に基づき、村は、全住民及び滞在者等について、別に定める日時から避難を開始し、県等と調整し確保した船舶及び航空機をもって、全住民が2日で島外（宮古島市）に避難し、（避難に関係する役場職員等の要員を除く）、その後、宮古島市から九州への避難を完了する。
- 住民の負担を考慮し、移動時間が短い航空機を可能な限り活用する方針とする。船舶については、航空機での避難が困難な要配慮者及びその支援者（家族含む）、ペット同行避難者などを優先する。
- この際、要配慮者等の避難を優先する。

島内の避難誘導の基本的な考え方（右図参照）

- 住民は、一時集合場所（船舶：多良間村役場）、航空機：多良間村コミュニティ施設）に集合後、県の確保した航空機及び船舶のダイヤに間に合うように港及び空港へ移動
- 一般の避難者は、仲筋地区4集落、塩川地区4集落、水納地区1集落の集落単位で一時的集合場所への集合時間を決め、住民確認等を行い、バスに乗車
- 要配慮者のうち、航空機での避難が困難な方については、フェリー等の輸送手段により避難



島外輸送計画 別紙イメージ参照

- 県等と調整し確保した船舶及び航空機の運航ダイヤに基づき、島外（宮古島市）へ避難
航空機での避難の場合は、宮古空港で乗り換え、宮古島市と協議したうえでダイヤに沿って避難
船舶避難の場合は、宮古島市での一時待機場所はマティダ劇場（宮古空港への誘導等は市と要協議）
- 波浪等により船舶が入港できない場合は、航空機のみでの避難を基本とする。
※多良間空港は夜間照明施設等や滑走路の関係でDHC-8の運航に限られる。
- 民間航空機での避難が難しい要配慮者などは、県と別の輸送手段を調整する。

島内輸送計画 別紙イメージ参照

- 県が確保した航空機及び船舶の運航ダイヤに合わせて、一時集合場所→各港及び空港へは村で確保したバス及び1BOX車、その他福祉車両などで輸送
※村営有償バス1台（マイクロバス18名乗）公用バス1台（18名乗）1BOX車3台
- 一時集合場所までの移動手段は、原則徒歩。村の認めた避難行動要支援者等で、車両で一時集合場所に移動する場合は、村の別途指定する駐車場に駐車。

残留者の確認方法等

- 確認者：役場職員、消防団、警察、自治会等
- 派遣された職員等は、観光客等一時滞在者も、宿泊施設等の協力を得て、残留者の有無を確認する。
- 避難を完了した地区は、必要に応じ警備を強化する。

避難要領の通知・伝達要領

- 防災行政無線、村HP、防災メール、広報車、テレビ、ラジオ等あらゆる手段を活用し伝達する。
- 伝達系統は、地域防災計画に準ずる。

多良間村の避難者数等の状況（R6.12月末時点）

訓練用

多良間村 地区ごとの人口分布、世帯数等（R6年12月末時点 出展：村世帯数調票）						
	世帯	人数	避難行動 要支援者	左記のうち 行政支援が 必要な方	一時避難場所	収容人数
塩川地区	375	732	39	15	多良間村役場 （船舶避難） 多良間村コミュニティー施設 （航空機避難）	
仲筋地区	166	304	13	5		
水納地区	3	4	0	0		270
入域者	－	20	－	－		
計	544	1,060	52	20		

1 在宅の要配慮者の状況

種別	(単位：人)						
	合計	高齢者	身体障害者	知的障害者	精神障害者	難病患者	妊産婦
要配慮者	363	342	6	1	1	8	5
うち避難行動要支援者	52	34	5	0	0	8	5
うち行政の支援を必要な方	20	15	2	0	1	1	1

2 在宅の避難実施単位別（区別）の状況

地域等	世帯	人数	避難単位 (集落名)	世帯	避難単位 別人口					一時避難場所	一時避難収 容人数
						うち 要配慮者	うち 避難行動 要支援者	うち 行政の支援 が必要な方	うち 一般とは別 のルートでの 避難を要する方		
塩川地区	375	732	嶺間	67	146	45	4	3		多良間村役場 (船舶避難)	
			大道	100	180	69	15	8			
			大木	121	255	91	14	2			
			吉川	87	151	46	6	2			
仲筋地区	166	304	土原	38	66	23	3	0		多良間村コミュニティー施設 (航空機避難)	270
			天川	48	81	29	3	2			
			津川	48	91	34	5	1			
			宮良	32	66	24	2	2			
水納地区	3	4		3	4	2	0	0			
入域者	-	20	-	-	-	-	-	-	-		
計	544	1,060	0	544	1,040	363	52	20	0	0	270

3 在宅の要配慮者、避難行動要支援者の内訳

NO	地域単位 (例：避難単位) (例：公民館単位)	要配慮者	(左の内訳)				(左の内訳)																					
			うち 避難行動 要支援者	左のうち 行政の支援 が必要な方 (任意)	左の純計 (重複のない 行政の支援が 必要な方の人 数)	高齢者	避難行動 要支援者 (要件)		左のうち 行政の支援 が必要な方 (任意)	要介護者	避難行動 要支援者 (要件)		左のうち 行政の支援 が必要な方 (任意)	身体 障害者 (64歳以下)	避難行動 要支援者 (要件)		左のうち 行政の支援 が必要な方 (任意)	知的 障害者 (64歳以下)	避難行動 要支援者 (要件)		左のうち 行政の支援 が必要な方 (任意)							
							高齢者で歩行等 に障害のある方				要介護 3 以上				身体障害者手帳 1・2級所持者				療育手帳A所持 者									
1	額間	45	4	3	3	43	4	2	高 齢 者 に 含 む																			
2	大道	69	15	8	8	64	10	5															1	1	1	0	0	0
3	大木	91	14	2	2	87	10	2																				
4	吉川	46	6	2	2	42	3	2															2	1	0			
5	土原	23	3	0	0	21	1	0															1	1	0	0	0	0
6	天川	29	3	2	2	28	2	1															1	1	1			
7	津川	34	5	1	1	31	2	1															1	1	0			
8	宮良	24	2	2	2	24	2	2																				
9	水納	2	0	0	0	2	0	0															0	0	0	0	0	0
合計		363	52	20	20	342	34	15	0	0	0	6	5	2	1	0	0											

NO	地域単位 (例：避難単位) (例：公民館単位)	要配慮者	うち 避難行動 要支援者	左のうち 行政の支援 が必要な方 (任意)	左の純計 (重複のない 行政の支援が 必要な方の人 数)	精神 障害者 (64歳以下)	避難行動 要支援者 (要件)	左のうち 行政の支援 が必要な方 (任意)	指定難病 等患者 (64歳以下)	避難行動 要支援者 (要件)	左のうち 行政の支援 が必要な方 (任意)	妊産婦	避難行動 要支援者 (要件)	左のうち 行政の支援 が必要な方 (任意)	在宅酸素	在宅外来 人工透析	在宅 人工 呼吸器
1	額間	45	4	3	3	1	0	1							1		
2	大道	69	15	8	8				2	2	1	2	2	1		1	
3	大木	91	14	2	2				3	3	0	1	1	0			
4	吉川	46	6	2	2				2	2	0				1		
5	土原	23	3	0	0				1	1	0						
6	天川	29	3	2	2	0										1	
7	津川	34	5	1	1							2	2	0			
8	宮良	24	2	2	2												
9	水納	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
合計		363	52	20	20	1	0	1	8	8	1	5	5	1	2	2	0

🚢 1日最大466名※の輸送力

- ▶多良間海運「フェリーたらまⅢ」が運航
- ▶宮古－多良間間を1日2便、所要約2時間
- ▶定員150名→臨時定員233名（条件付で車両積載スペースも搭乗可とし定員の大幅増）

※最大輸送力は今後の調整で増減する

✈️ 1日最大550名※の輸送力

- ▶通常運行機の頻度増（RACのDHC-8）
- ▶1日最大11便の確保に向け調整中
- ▶多良間－宮古間約25分
- ▶定員50名

※最大輸送力は今後の調整で増減する

確保に向けた調整ができた場合・・・

1日あたりの最大輸送力

🚢 + ✈️ 計1,016名※

※最大輸送力は今後の調整で増減する

平素の4倍以上の輸送力を確保

○保有バス：1BOX車（計：60名）

- ・島内バス18名乗り2台＝36名
- ・1BOX車8名乗り3台＝24名

船舶及び航空機の出航時刻に合わせバスを運行

〈地区別人口〉 R6年12月末時点

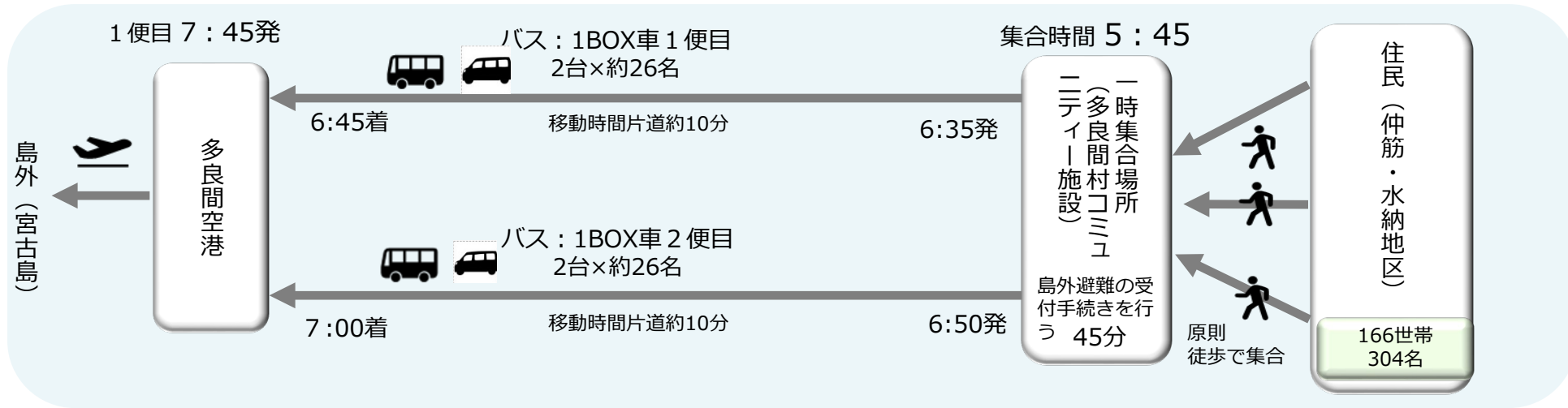
塩川地区	375世帯	732名
仲筋地区	166世帯	304名
水納地区	3世帯	4名
計	544世帯	1,040名

- 〈輸送力確保と避難誘導の方針〉
- ☞ 一般の避難者の島外輸送力の主力は住民の負担を考慮し空路とし、海路は航空機での避難が困難な要配慮者及びその支援者（家族含む）、ペット同行避難を優先する。
 - ☞ 要配慮者は、個別の状況に応じて空路・海路に振り分けする。
 - ☞ 船舶が着岸できない場合（目安の波高4m）は、空路のみの輸送となる。（別パターンで整理）

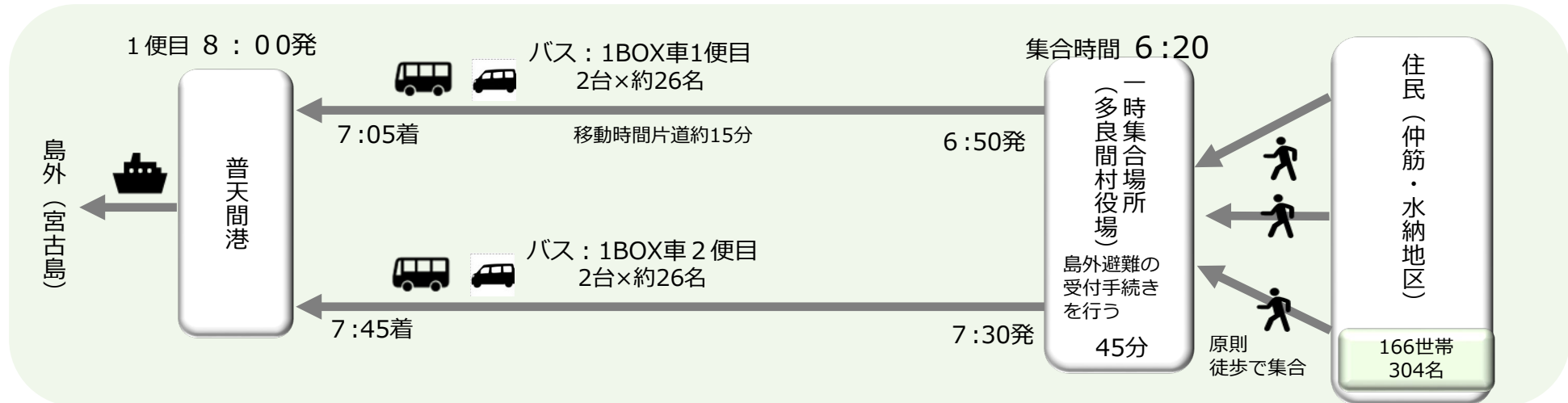


島内輸送計画のイメージ（仲筋・水納地区の例）

例えば、仲筋・水納地区の住民が、一時集合場所の多良間村コミュニティ施設に6：50に原則徒歩で集合後、多良間空港まで以下のとおりバスで移動、7：45出の航空便で避難する輸送イメージ



例えば、仲筋・水納地区の住民が、一時集合場所の多良間村役場に6：20に原則徒歩で集合後、普天間港まで以下のとおりバスで移動、8：00出港の船舶で避難する輸送イメージ（普天間港の場合）

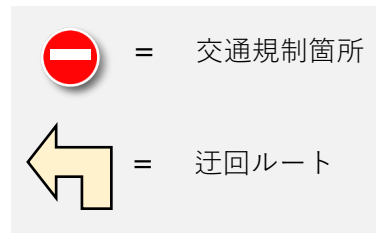
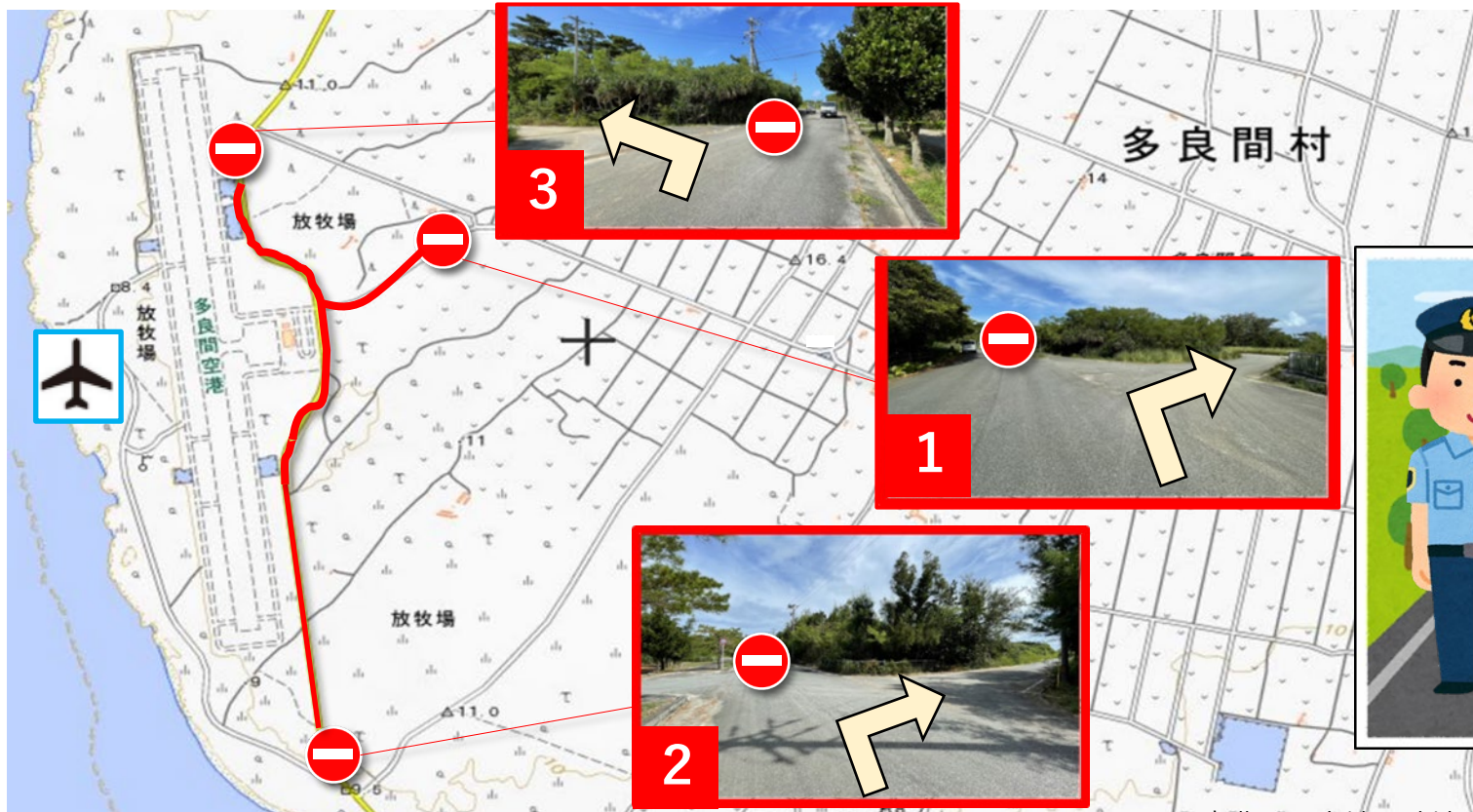


多良間空港周辺道路の交通規制（案）

～空港周辺道路の避難導線の確保～

訓練用

- 空港への避難用マイクロバス及び1BOX車の運行動線等を確保するため、以下のとおり交通規制を実施（役場の許可を得ていないマイカー避難者が空港周辺に路上駐車し交通障害となることを懸念）
- 避難用マイクロバス及び村から許可を受けた住民（要配慮者及びその支援者等）以外の車両は、通行不可



イメージ図

出典：国土地理院地図

検討中

- ▶ ロードコーンを使用し、各規制箇所に1名で対応
→ 交通規制がどのくらいの長時間になるか分からないので、交代要員も含め複数名確保が必要ではないか。
- ▶ 状況によって、警察官が交通規制に対応できない場合は役場職員や消防団での対応も要検討
→ 警察官の島外からの応援が必要ではないか。役場職員や消防団以外でも協力を仰げないか。
- ▶ 一般車両は規制するが、通行させる車両（バス、福祉車両など）の区分方法について要検討
→ 臨時の交通許可証の発行をすることも一案

- 空港への避難用マイクロバス及び1BOX車の運行動線等を確保するため、以下のとおり交通規制を実施（役場の許可を得ていないマイカー避難者が空港周辺に路上駐車し交通障害となることを懸念）
- 避難用マイクロバス及び村から許可を受けた住民(要配慮者及びその支援者等) 以外の車両は、通行不可

《前泊港》



《普天間港》



※ 各規制場所は、看板・ロードコーン等を活用し原則警察又は消防団等による1名体制

※ 許可を受けていない住民等が来た場合、一時集合場所を案内

出典：国土地理院地図

- 往路10分、空港での降車時間を5分、復路10分の計25分として計算
- 避難用マイクロバス（1台）及び1BOX車（1台）を活用し、搭乗時間に合わせて2往復する。



※ マイクロバスの運行には運転手1名、添乗1名の職員を配置する。

- 往路5分、港での降車時間を5分、復路5分の計15分として計算
- 避難用マイクロバス（1台）及び1BOX車（1台）、出発時間の1時間前に港に到着



※ マイクロバスの運行には運転手1名、添乗1名の職員を配置する。

- 往路10分、港での降車時間を5分、復路10分の計25分として計算
- 避難用マイクロバス（1台）及び1BOX車（1台）、出発時間の1時間前に港に到着



※ マイクロバスの運行には運転手1名、添乗1名の職員を配置する。

ライフライン確保・維持の考え方

- 全住民の島外避難を目指すものの、住民が残っている状況では、ライフラインを維持する必要がある。
- 水道の供給には電気の供給が必要。電気の供給のためには、燃料の供給が必要。
- 通信手段は移動基地局の応援や衛生の活用等、多重化方策を自然災害の事例等を参考に進める。

種別	事業所	担当人数等	対応の概要
電気	沖縄電力 多良間電業所	7名	○燃料238kL（最大）を貯蔵、夏場5.5kL/日消費、単純計算で燃料共有なしで43日程度は稼働可能。 ※水納島へは海底ケーブルで送電 ○避難指示が出た場合、避難の最終段階までは電力の供給を維持し、最後の避難住民と一緒に職員も避難するため、電気の供給は停止になる見込み。
ガス	J A 多良間 支店	2名	○島内のガスは、プロパンで供給しており、交換作業を現地職員が実施。使用状況を那覇でリモート監視。 ○避難指示が出た場合、住民の避難と同様に職員も避難することとなっており、ガスの供給は停止になる見込み。
水道	村役場	担当者数名	○給水量650m³/日（最大）、貯水量620ト（最大）、ただし、停電した場合、給水に支障をきたすため、12h～24h後には完全断水となる。 ※水納島は飲料水供給施設で多良間島と同様、停電した場合は断水となる。 ○非常用発電機の燃料供給が出来れば、給水は継続できる見込み。
通信	NTT KDDI	無人	○通信設備は無人で維持されており、電気の供給が止まれば遮断される。 ※水納島は固定電話設置。島内の一部を携帯基地局がカバー ○衛星電話、ドコモ回線のトランシーバーで対応 ○今後衛星インターネットの利用について検討

対応の方向性（案）

- 残留住民の有無に関わらず、警察力等の維持のため、必要最低限のライフラインの確保・維持は必要。
- 水道の供給には電気が必要。電気の供給のためには、燃料の供給が必要。
- 通信手段は移動基地局の応援や衛星の活用等、多重化方策を自然災害の事例等を参考に進める。
- ※上記事項を踏まえ、住民の避難の最終段階まではライフラインの維持に努める必要がある。

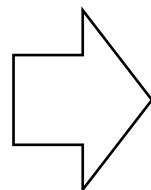
職員配置の方針

- ▶ 村国民保護計画の各班の役割に基づき、各所に職員を配置
- ▶ 消防団員や駐在員（警察官）は、島外からの応援が必要となるため、不足する人員を試算し、関係機関との調整が必要
- ▶ 避難の初期段階、最終段階に分け、配置数を試算

令和6年10月現在

多良間村職員数

総務財政課	8
住民福祉課 （保育所を含む。）	12 (3)
観光振興課	2
税務会計課	3
産業経済課	5
土木建設課	6
空港管理課	3
議会事務局	1
教育委員会 （幼稚園を含む。）	7 (2)
農業委員会	1
合 計	48



村国民保護対策本部

対策本部長	村長
対策本部副本部長	副村長
総務対策班	9
福祉保健対策班	15
産業対策班	17
教育対策班	7

《その他関係者》

- ・消防団：25名（うち、12名役場職員）
- ・警察官：1名
- ・沖縄電力：7名
- ・農業協同組合：11名（うち、ガス係2名）
- ・JALスカイポート沖縄多良間空港所：9名
- ・宮古ビル管理：5名（空港保安検査）

※ 会計年度職員・学校職員含まない。

住民避難に係る職員等配置（案）

～初期配置案～

訓練用

	場 所	役場職員	その他職員	消防団	県警察	他機関	
役場対策本部	役場会議室	10		2			
多良間村コミュニティ施設		4	4	2			一時集合場所（航空機）
多良間村役場		3	2	2			一時集合場所（船舶）
前泊港or普天間港		3					※どちらか1カ所 役場職員は船舶避難者と一緒に乗船
多良間空港		6（3）					誘導員（空港職員）
交通規制箇所		0		2			空港3箇所、港2箇所
バス運転		4		4			
村内社会福祉施設		0					要配慮者の避難に係わる調整・支援
広報車		1		1			広報車による広報
合 計		31	6	13			

	場 所	役場職員	その他職員	他機関	備考
経由地役所	宮古島市役所	2			対策本部との連絡調整
経由地空港	宮古空港	3			航空機への誘導等
経由地港	平良港	（3）	（港配置の職員で対応）		船舶受入れ・船舶への誘導等 （前泊港or普天間港の職員）
経由地避難施設	マティダ市民劇場	（3）	（港配置の職員で対応）		宮古島市内待機所 （前泊港or普天間港の職員）
避難先役所	九州	2			対策本部との連絡調整
避難先空港	九州	4			バスへの誘導等
避難先港	九州	（3）	（港配置の職員で対応）		船舶受入れ・バスへの誘導等 （前泊港or普天間港の職員）
避難施設	九州	6			
合 計		17			

※ 避難先役所及び避難先空港：避難開始前に配置を検討

武力攻撃予測事態に係る島内残留可能性数（試算）

訓練用

関係機関の職員数（平時）

R6年12月現在

	役場 職員	消防 団員	空港 職員	J A L スカイ	宮古 ビル	駐在 員	医療 関係者	公民館 関係者	水道 管理	電力 関係者	給油所 関係者	船舶 関係者	運輸 関係者	畜産 関係者	J A 関係者	合計
多良間村	48	13	(3)	9	5	1	2	8	(1)	7	1	1	1	75	11	182

※消防団員、25名中役場職員12名
 ※水道管理は、役場職員を兼ねる。
 ※空港職員は、役場職員を兼ねる。
 ※JALスカイは、実員
 ※宮古ビル管理は、保安検査員
 ※駐在員は、現員
 ※医療関係者は、医者及び看護師数

※公民館関係者は、各区公民館数
 ※電力関係者は、実員
 ※給油所関係者は、会社数
 ※船舶関係者は、船会社数（多良間海運）
 ※運輸関係者は、会社数
 ※畜産関係者は、畜産農家数（牛農家）
 ※ J A 関係者は、職員数

【多良間村】武力攻撃予測事態に係る島内残留可能性数（試算） ～避難初期段階～

国民保護に係る試算（有事に係る島内残留可能者数）

R6年12月現在

	役場 職員	消防 団員	空港 職員	J A L スカイ	宮古 ビル	駐在 員	医療 関係者	公民館 関係者	水道 管理	電力 関係者	給油所 関係者	船舶 関係者	運輸 関係者	畜産 関係者	J A 関係者	合計
多良間村	28	5	(3)	9	5	1	2		(1)	7		1	1			59

【多良間村】武力攻撃予測事態に係る島内残留可能性数（試算） ～避難最終段階～

国民保護に係る試算（有事に係る島内残留可能者数）

R6年12月現在

	役場 職員	消防 団員	空港 職員	J A L スカイ	宮古 ビル	駐在 員	医療 関係者	公民館 関係者	水道 管理	電力 関係者	給油所 関係者	船舶 関係者	運輸 関係者	畜産 関係者	J A 関係者	合計
多良間村	18	(10)	(3)	5	2	1			(1)			1	1			28

※ 避難の最終段階における職員等の避難：28名

現状・課題

- 多良間村国民保護計画等にペットの避難についての記載はなし。
- 自然災害においては、環境省がガイドラインを出しており、同行避難を基本的な考え方としている。
- 他方、主な島外避難の手段である航空機では同行避難不可
(※最大運航することを目的に貨物室は使用しないことを想定しているため)

現在の対応案

- ☞ **同行避難する場合は船舶での避難となることを踏まえ、課題を検討**
【参考：住民との意見交換におけるご意見】
- ・ ペットも家族の一員であるため、置いて避難できないという人もいると思う。
 - ・ 受け入れ先にもこのような議論を行っていることを発信し、受け入れてもらえる環境整備を促進して欲しい。

村内の飼育状況

犬：71頭（狂犬病予防接種総登録総数(R6.10/1時点)）

猫：115頭（(一社)ペットフード協会R5全国犬猫飼育実態調査(調査方法Web)

(調査期間：R5.9/29(金)～R5.10/2(月))を基に全国の世帯平均飼育率と頭数で算出)

検討課題等

- ① ペット同行避難を行う場合の取扱いの検討が必要
※環境省の自然災害時の同行避難ガイドラインの取扱いを念頭に整理する。
※同行避難を認めるペットの範囲を引き続き整理する。
※ケージに入れての避難や飼い主の明示、感染症対策などの一定の基準を整理する。
- ② ペット同行避難を前提とした受入れの準備について、避難先の自治体と調整が必要。
- ③ 住民避難を最優先としつつ、事態発生時や平時における飼い主への周知方法をどうするか。
※テレビ、ラジオ、インターネット等により呼びかけるとともに、関係団体等への通知、パンフレットの作成・配布を行う。（右図のような環境省作成のパンフレット等を参考にして国民保護版のパンフレットを作成し配布することも一案）

ペットを飼っている皆さまへ

～災害時のペットとの同行避難について～

災害時、あなたとあなたの大事なペットを守るために、
いま、できることを考えましょう



飼い主がいま、やるべきことは？

- ワクチン接種や寄生虫の駆除など、健康面のチェックを
- 最低限のしつけや、ケージに慣らす訓練、マイクロチップなどによる所有明示を
- 住宅の災害対策や、フード、トイレシートなどのペットの避難セットの準備を
- ペットの受入れ対応を含め、事前に避難場所の確認を

もし被災してしまったら？



- 災害時にはペットを落着かせ、迷子にさせないように注意して、ペットとともに同行避難を

自治体の避難指示等には従う必要があります

ペットが理由で避難しないことは、自分の安全を脅かすことにつながりますので、ペットと一緒に同行避難をしましょう

メモ

同行避難とは、避難所までの避難行動（行為）のことをいいます
避難所で、ペットと人が同じスペースで過ごすことなどの（同伴避難）を指すものではありません



詳しくは、
「災害、あなたとペットは大丈夫？」人とペットの災害対策ガイドライン（一般飼い主編）をご覧ください。



令和四年八月作成

村内飼養状況（R5 沖縄県畜産統計参照）

- ・牛の農家数 : 75戸
- ・豚の農家数 : 2戸
- ・総頭数 : 2,826頭
- ・総頭数 : 81頭

- ・鶏の農家数 : 4戸
- ・山羊の農家数 : 75戸
- ・総頭数 : 80頭
- ・総頭数 : 687頭

現在の対応案

 **国・県の家畜の取り扱いに関する基本的な考え方を踏まえ、課題を整理し、対応を検討する。**

・放牧してはどうか。（多良間村住民からの意見）

→ 東日本大震災の時は、住民避難を最優先として家畜の避難先の検討などは時間的に行えなかった。その結果、放れ畜が生じ、救急車両と交通事故を起こすなどの二次的な被害が生じている。

【畜産部会等と意見交換】

- ・小規模農家の牛は大規模農家で飼養管理してはどうか。
- ・大規模農家以外にセリ市場・山口畜産の牛舎は使用できないか。
- ・牛を他の牛舎に移動させる場合は病気等の感染問題があり放牧形態でないと厳しいのではないか。
- ・人工授精、去勢などの問題もある。
- ・草地の刈取機等の燃料、化学肥料、濃厚飼料が足りなくなる。その運搬方法をどうするか。

検討課題等

- ① 住民避難を最優先としつつ、事態発生時や平時における畜産農家への周知方法をどうするか。
※テレビ、ラジオ、インターネット等により呼びかけるとともに、関係団体等への通知、農家向けパンフレットの作成・配布を行う。
- ② 東日本大震災の福島県の例を踏まえると、放れ畜防止の観点が必要であるが、放牧する場合、放牧場敷地外への侵入を防止できるか。
※ 国及び県の検討状況を注視し、引き続き関係者と調整を図る。
- ③ 一般的に豚や鶏は、衛生的な観点から別の農場に緊急に移動することのハードルは高いが、移動や受入れの余地はあるか。
（例：豚コレラや鳥インフルエンザ）
- ④ 島内輸送を行う能力があるか。